



22170-234-13
平成28年1月7日

宮崎県管工事協同組合連合会理事長 殿

宮崎県消防保安課長
(公印省略)

液化石油ガス設備工事の届出等に関する事務の西都市への権限移譲について
(通知)

液化石油ガスの保安行政につきましては、日頃から特段の御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、先般、液化石油ガス設備工事の届出等に関する事務については、平成27年11月定例県議会において「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」が成立し、平成28年4月1日から西都市の権限により、その事務が行われることとなりました。

これにより、西都市で施工した液化石油ガス設備工事について、同日以降届け出る場合は、西都市消防本部へ届出を行うこととなります。

つきましては、貴連合会傘下の組合員に対して、別紙のとおり周知徹底いただきますようお願いいたします。

担 当	産業保安担当 福良
電 話	(0985) 26-7065
F A X	(0985) 26-7304
e-mail	fukura-natsuko@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙)

特定液化石油ガス設備工事事業者の皆様へ
～液化石油ガス設備工事の届出について～

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「LP法」）第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事の届出をしようとする場合は、以下の要領で行ってください。

1 対象

貯蔵能力が500kg超1t未満のバルク貯槽又は、500kg超3t未満の容器により、LP法施行規則第86条に規定する施設に供給する供給設備の設置又は変更の工事

2 提出書類

- ・液化石油ガス設備工事届（様式第48）
- ・液化石油ガス設備工事明細書又は工事（バルク）台帳
- ・配管図
- ・現場地図（所在地や他の施設との位置関係が分かるもの）
- ・気密試験を行った際の記録紙の写し

※バルク貯槽を設置した場合は、「特定設備合格証」（高圧ガス保安協会発行）の写し及び現場写真（全体写真及び刻印を写したものを）を添付すること。

※LP法施行規則第19条第1項第3号ロの規定に基づき構造壁を設置する場合は、構造壁を設置した工事関係者等からの証明書を添付すること。

3 届出先

平成28年3月31日以前に届け出る場合

施工場所	届出先
宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市及び串間市	各市を所管する消防本部
上記以外の市町村	県消防保安課

平成28年4月1日以降に届け出る場合

施工場所	届出先
宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市及び西都市	各市を所管する消防本部
上記以外の市町村	県消防保安課